

第 69 回(令和4年1月 26 日) 新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザリーボード	参考資料
事務局提出資料	

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年1月25日）（新旧対照表）

(主な変更点)

(下線部分は改定箇所)

変更案	現行
<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和3年11月19日（令和4年<u>1月25日</u>変更）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p> <p>序文（略）</p> <p>— 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実</p> <p>（1）新型コロナウイルス感染症の特徴</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。</p> <p>（略）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和3年11月19日（令和4年<u>1月19日</u>変更）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p> <p>序文（略）</p> <p>— 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実</p> <p>（1）新型コロナウイルス感染症の特徴</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。</p> <p>（略）</p>

- ・せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等が感染経路と考えられている。そのため、基本的な感染対策（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避、人ととの距離の確保、マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の着用、手洗い等の手指衛生、換気等）が重要である。

(略)

- ・この中で、現在、感染力が強く、再感染リスク増加やワクチンの効果を弱める可能性が指摘されているB.1.1.529系統の変異株（オミクロン株）の国内における急速な感染拡大が懸念されている。オミクロン株については、令和3年11月24日に南アフリカからWHOへ最初のオミクロン株感染例が報告されてから、令和4年1月21日までに全世界で171か国から感染例が報告され、感染拡大が進んでいる。我が国においては、令和3年11月28

- ・せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等が感染経路と考えられている。そのため、基本的な感染対策（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）が重要である。

(略)

- ・この中で、現在、感染力が強く、再感染リスク増加やワクチンの効果を弱める可能性が指摘されているB.1.1.529系統の変異株（オミクロン株）の国内における急速な感染拡大が懸念されている。オミクロン株については、令和3年11月24日に南アフリカからWHOへ最初のオミクロン株感染例が報告されてから、令和4年1月7日までに全世界で149か国から感染例が報告され、感染拡大が進んでいる。我が国においては、令和3年11月28

日に懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) に位置付けられ、令和4年1月13日までに水際関係を含め3,699例の感染例が報告されている。
(略)

なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年1月23日までに、合計1,814,088人の感染者、18,506人の死亡者が確認されている。

(2) 感染拡大防止のこれまでの取組 (略)

(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化
(略)

ワクチンの総接種回数は、令和4年1月24日現在で2億回を超え、2回目接種を終えた方は約8割となっている。

(略)

(4) 医療提供体制の強化

日に懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) に位置付けられ、令和4年1月13日までに水際関係を含め3,699例の感染例が報告されている。
(略)

なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年1月17日までに、合計1,743,136人の感染者、18,434人の死亡者が確認されている。

(2) 感染拡大防止のこれまでの取組 (略)

(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化
(略)

ワクチンの総接種回数は、令和4年1月17日現在で2億回を超え、2回目接種を終えた方は約8割となっている。

(略)

(4) 医療提供体制の強化

(略)

軽症から中等症（I）の患者を投与対象とする初めての治療薬として令和3年7月19日に特例承認がなされた中和抗体薬「カシリビマブ／イムデビマブ」については、短期入院による投与や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による自宅療養者に対する外来・往診での投与等の取組を進めてきた。また、同年9月27日には、中和抗体薬「ソトロビマブ」が、同年12月24日には、経口治療薬「モルヌピラビル」が特例承認され、医療現場に供給されている。「モルヌピラビル」については、令和4年1月23日時点で、約17,000の医療機関と約14,200の薬局が登録を終え、このうち、約13,700の医療機関・薬局に対して、約50,800回分の薬剤を配送している。

(5) 令和3年9月の感染収束 (略)

(6) オミクロン株の発生と感染拡大
(略)

令和4年1月19日には、感染状況や医療提供体制・

(略)

軽症から中等症（I）の患者を投与対象とする初めての治療薬として令和3年7月19日に特例承認がなされた中和抗体薬「カシリビマブ／イムデビマブ」については、短期入院による投与や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による自宅療養者に対する外来・往診での投与等の取組を進めてきた。また、同年9月27日には、中和抗体薬「ソトロビマブ」が、同年12月24日には、経口治療薬「モルヌピラビル」が特例承認され、医療現場に供給されている。「モルヌピラビル」については、令和4年1月16日時点で、約13,200の医療機関と約12,000の薬局が登録を終え、このうち、約10,700の医療機関・薬局に対して、約34,200回分の薬剤を配送している。

(5) 令和3年9月の感染収束 (略)

(6) オミクロン株の発生と感染拡大
(略)

令和4年1月19日には、感染状況や医療提供体制・

公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を追加する変更を行うとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月21日から同年2月13日までの24日間とする公示を行った。あわせて、オミクロン株による感染が急速に拡大している状況等を踏まえ、後述するワクチン・検査パッケージ制度については、原則として、当面適用しないこととした。

令和4年1月25日には、感染状況や医療提供体制・
公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価
を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等
から、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に
北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石
川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根

公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を追加する変更を行うとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月21日から同年2月13日までの24日間とする公示を行った。あわせて、オミクロン株による感染が急速に拡大している状況等を踏まえ、後述するワクチン・検査パッケージ制度については、原則として、当面適用しないこととした。

(新規)

県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県を追加する変更を行うとともに、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月 27 日から同年 2 月 20 日までの 25 日間とし、広島県、山口県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年 2 月 20 日まで延長する旨の公示を行った。

なお、医療提供体制への負荷の改善等が見られ、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても措置を解除する。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針 (略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

二の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。

(新規)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針 (略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

二の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。

(1) 情報提供・共有 (略)	(1) 情報提供・共有 (略)
(2) ワクチン接種 (略)	(2) ワクチン接種 (略)
(3) サーベイランス・情報収集 (略)	(3) サーベイランス・情報収集 (略)
(4) 検査 (略)	(4) 検査 (略)
(5) まん延防止 (略)	(5) まん延防止 (略)
(6) 水際対策 (略)	(6) 水際対策 (略)
(7) 医療提供体制の強化 (略)	(7) 医療提供体制の強化 (略)
(8) 治療薬の実用化と確保 (略)	(8) 治療薬の実用化と確保 (略)
2) 治療薬の確保に向けた取組 (略) ② 感染力が2倍以上となった場合には、令和3年 夏の感染拡大の実績等を考慮すれば、軽症から中	2) 治療薬の確保に向けた取組 (略) ② 感染力が2倍以上となった場合には、令和3年 夏の感染拡大の実績等を考慮すれば、軽症から中

等症の重症化リスクを有する者向けに最大で約35万人分の治療薬が必要になるものと見込まれる。また、感染力が3倍となった場合には、最大で約50万人分の治療薬が必要になるものと見込まれる。

これに対して、薬事承認され投与実績のある中和抗体薬については、令和4年初頭までに約50万人分を確保する。

- ③ あわせて、経口薬については、国民の治療へのアクセスを向上するとともに、重症化を予防することにより、国民が安心して暮らせるようになるための切り札である。

世界的な獲得競争が行われる中で、供給量については、合計約60万人分（薬事承認が行われれば令和3年中に約20万人分、令和3年度内に更に約40万人分）を確保している。

- ④ さらに、今冬をはじめ中期的な感染拡大にも対応できるよう、更なる治療薬（中和抗体薬、経口薬）の確保に向けて取り組む（経口薬については、追加で約100万人分、上記と合計してこれまでに

等症の重症化リスクを有する者向けに最大で約35万回分の治療薬が必要になるものと見込まれる。また、感染力が3倍となった場合には、最大で約50万回分の治療薬が必要になるものと見込まれる。

これに対して、薬事承認され投与実績のある中和抗体薬については、令和4年初頭までに約50万回分を確保する。

- ③ あわせて、経口薬については、国民の治療へのアクセスを向上するとともに、重症化を予防することにより、国民が安心して暮らせるようになるための切り札である。

世界的な獲得競争が行われる中で、供給量については、合計約60万回分（薬事承認が行われれば令和3年中に約20万回分、令和3年度内に更に約40万回分）を確保している。

- ④ さらに、今冬をはじめ中期的な感染拡大にも対応できるよう、更なる治療薬（中和抗体薬、経口薬）の確保に向けて取り組む（経口薬については、追加で約100万回分、上記と合計してこれまでに

約 160 万人分を確保している。)。

⑤ 中和抗体薬・経口薬については、入院に加えて外来・往診まで、様々な場面で投与できる体制を全国で構築する。さらに、経口薬については、かかりつけ医と地域の薬局が連携することで、患者が薬局に来所しなくとも手に入れることができるような環境作りを支援する。

なお、主に重症者向けの抗ウイルス薬については、薬価収載され、既に市場に流通し、使用されている。

(9) 経済・雇用対策 (略)

(10) その他重要な留意事項 (略)

(別添)事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるた

約 160 万回分を確保している。)。

⑤ 中和抗体薬・経口薬については、入院に加えて外来・往診まで、様々な場面で投与できる体制を全国で構築する。さらに、経口薬については、かかりつけ医と地域の薬局が連携することで、患者が薬局に来所しなくとも手に入れることができるような環境作りを支援する。

なお、主に重症者向けの抗ウイルス薬については、薬価収載され、既に市場に流通し、使用されている。

(9) 経済・雇用対策 (略)

(10) その他重要な留意事項 (略)

(別添)事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるた

めの取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持 (略)

2. 支援が必要な方々の保護の継続 (略)

3. 国民の安定的な生活の確保 (略)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するためには不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

①～⑥ (略)

⑦ 育児サービス (保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他 (略)

めの取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持 (略)

2. 支援が必要な方々の保護の継続 (略)

3. 国民の安定的な生活の確保 (略)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するためには不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

①～⑥ (略)

⑦ 育児サービス (託児所等)

5. その他 (略)